

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局放送政策課御中

〒107-8001

とうきょうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂5-3-6

かぶしきがいしゃ
株式会社 TBSラジオ&コミュニケーションズ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう よでんみつたか
代表取締役社長 余田光隆

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の要旨

- (1) 報告書案には賛成である。今後は放送メディアとしての精神を尊重した制度整備等を行っていただきたい。
- (2) 参入条件（審査対象）とするかが検討事項となっている、世帯カバー率、受信端末の普及のための施策についてはより慎重な議論をお願いしたい。
- (3) 実際の申請については、各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備が出来たブロックから順次処理する枠組みを可能としていただきたい。
- (4) ハード・ソフト分離は狭帯域のデジタル放送の連結送信を前提とした場合、事業の自由度を高くするものと考えます。
- (5) NHKの参入に対しては、普及にとって極めて重要な要素と捕らえており、NHKが参入を希望する場合は前向きな検討をお願いしたい。
- (6) 現在のデジタルラジオの実用化試験放送からスムーズな移行が可能となるよう配慮いただきたい。

以上

別紙

頁	行	意見の対象となる当該箇所	意見
全体			<p>報告書案に示された、「マルチメディア放送」を広く国民が享受しうる「放送」サービスとして位置づけるとともに、できる限り事業者の創意工夫を生かす制度設計をめざすとの方向性は適切である。</p> <p>また、V l o wの地方ブロック向けデジタルラジオの実現に向けて取り組んでいる弊社にとって、マルチメディア放送の一形態として周波数割り当てを含め具体的に記述されたことを評価する。今後、マルチメディア放送はあくまで「放送メディア」としての精神を尊重し、新規性を重視することと合わせて、放送メディアとしての信頼性確保、誰でも・いつでも・安価にサービスを受けられることを前提としての制度整備等を希望する。このことから、限られたユーザーに向けたデータ送信のためのインフラとして放送波を利用する事業は付帯的サービスとして位置づけることもあわせて希望する。</p>
14頁	表3行—6行	ブロックをどのように分割してブロックを定めるかについて	事業者の意見を聞きつつも、国民的インフラである放送サービスの対象エリアは、国としての例示を行っていただきたい。
16頁—17頁	下から1行以降	「開始後5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件・・・	急速な普及計画は膨大な資金を短期で必要とし、その財源を過度に広告主・国民等に求めることは放送メディアとして好ましくなく、かつ事業の安定性とメディアの普及の阻害要因となることも考えられることから、事業計画と合わせた評価をお願いしたい。現在のアナログラジオの受信エリアは、放送事業者の長年にわたる努力の積み重ねの上に出来上がったものであることを付記する。
23頁	下から2行以降	新たな周波数割り当て方法の検討 (2)「地方ブロックの扱い」	「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当てについては、各地方ブロック間の混信等が発生しないように、全国で複数のチャンネルが必要であり、全国全ブロックを考慮した周波数割り当ての調整が必要であると考え。放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられるが、円滑な置局作業を実現させるためにも、「基本的な周波数の割り当て」については、国が各ブロック間の調整をすることが望ましいと考える。また実際の申請については、各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備が出来たブロックから順次処理する枠組みを可能とすることを希望する。

30頁	11行	このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離の制度の活用を可能とすることが考えられる。	ブロック化において、連結送信を前提にすればハード会社は1が望ましいが、ソフト会社は複数になる可能性が大きいと思われる。その形態を柔軟に構成できる分離の制度の導入には賛成である。ただ弊社は、ハード会社はソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資をして設立する（デジタルBS型受委託）ことを想定しており、完全な「分離」ではなく、「緩やかな一致」と捕らえている。なお、1資本にハード会社とソフト会社の運営が託されると、その他の放送事業に参入を希望する社の排除または差別的扱いにつながる危険性があると考えるので、制度整備の中で考慮することを期待する。
30頁	19行	ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには・・・。	前述のとおりハード会社はソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資して設立する場合には、必ずしもインセンティブを必要としないと考えるので、ハード会社が直接的に編集権を持つことの得失は今後慎重な検討を希望する。
30頁	25行	NHKのノウハウの活用	NHKのコンテンツ、技術的ノウハウの活用は必須と考えます。今後NHKも希望すれば事業参画が可能となるよう、前向きな検討をお願いしたい。
31頁	3行	表現享受基準の適用	放送メディアであることから、一定の基準を設けることには賛成であるが、既存放送事業者が、その他の参入希望者に比べ不公平とならないよう配慮をお願いしたい。
34頁	5行	イ サイマル放送の扱い	都市雑音等で年々アナログラジオの聴取環境が悪化するなか、聴取者保護の観点からも、各地域ブロックの状況に合わせて「デジタル放送ならではの高度化されたサイマル放送」の検討、実施を行うことが必要と考える。
41頁	11行以降	国内規格の統一の要否	端末を安価で国民に提供するためにも、V l o wの技術方式を1とすることを支持するとともに、V h i g hにおいても同一方式とすることが受信環境整備を容易にし、受信機コストの低廉化にもつながり、受信者の利便性を高めることで普及を加速することが期待できると考える。また弊社としては、省令にあるI S D B - T s bでの3セグメントOFDMフレームの記述は、技術進歩により1セグメントでの実現可能性が高くなってきており、受信端末を可能な限りワンセグと共通化し、低廉化・普及の加速等を促進するために1セグメント方式に統一することとしたい。
その他		スムーズな移行	現在、東阪で行っている実用化試験放送をスムーズにV l o w帯の本放送に移行できるよう制度整備、周波数利用計画を策定するよう希望する。
		STL, TTL周波数の確保	置局計画を策定する際に必要となる送り回線についての検討を始めていただきたい。